

## いじめ防止基本方針

—安心して学校生活を送れる学校に—

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

基準を『他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象生徒が心身の苦痛を感じているもの』と明確にした。

いじめ防止対策推進法より

### I. いじめに対する本校のスタンス

1. いじめとは・・・いじめられる立場に立って
2. いじめに対する基本認識

### II. いじめの未然防止について

1. 気づき
2. 自尊感情を育む — 認め合い、支え合い、助け合う仲間作り
3. 保護者・地域・小中学校との連携

### III. 早期発見

1. いじめの内容
2. いじめの潜在化
3. 早期発見の手だて

### IV. いじめ問題対応・・・「いじめ問題対策委員会」

1. 基本的流れ
2. 緊急対応  
組織対応の流れ（学校全体のとりくみ）

### V. 年間計画

### VI. いじめに対する指導方針と参考事例

はじめに

小松商業高校（以下、本校とする）は、従前も「いじめ対応マニュアル」を策定し、いじめ防止、いじめの早期発見、早期対応にとりくんできた。平成 25 年にいじめ防止対策推進法が制定されたことを契機に新たに「いじめ防止基本方針」を以下のように定め、生徒・教職員・保護者・地域社会、そして、関係諸機関との連携により、いじめ防止にとりくむ。

## I. いじめに対する本校のスタンス

### 1. いじめとは・・・いじめられる立場に立って

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

### 2. いじめに対する基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも、どのクラスにも起こり得るものである。本校では起こらない、私のクラスには絶対ないというのは誤りである。
- ②いじめは人権侵害であり、かつ、その行為の内容によっては暴行、恐喝などの犯罪行為でもある。いじめは決して許される行為ではない。
- ③いじめが人権侵害や犯罪であるなら、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。いじめられている生徒を絶対に守らねばならない。
- ④いじめた生徒には「いじめは許されない行為である」という毅然とした対応をとる中、生徒の背景にも目を向け、いじめる生徒の生活改善に向けた粘り強い指導を行う。
- ⑤いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる教育問題であり、学校・家庭・地域社会などすべての関係者が一体となってとりくむ問題である。

## II. いじめの未然防止について

いじめ問題については、事象の把握、起こった時の速やかな対応も大切であるが、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等の未然防止が何より大切である。基本認識でも述べたように「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも起こり得る」ことを教職員が共通理解として持ち、「いじめを生まない環境づくり、人間関係づくり」にとりくまなければならない。そのための教育活動が重要である。

### 1. 気づき

いじめが生じる前には、生徒や学級等の様子が変化し、何らかの形で警告の信号が発せられる。教職員はその信号に気づくことが大切である。授業・部活動以外にも、登校時、清掃活動や休み時間など学校生活における生徒の些細な変化をいち早く捉え、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高めていかなければならない。

また、教職員の協力協同体制の校内組織を構築し、気づきを常に全体のものにしなければならない。

- ・授業の様子が何か変わってきた。   ・服装、言動の様子が何かおかしい。
- ・遅刻、早退、欠席の増加。   ・部活動離れ。   ・登校時の様子。

## 2. 自尊感情を育む — 認め合い、支え合い、助け合う仲間作り

まず、自分自身を価値ある存在と認め、自己を大切に思う「自尊感情」がなければ、自分と異なる他者を認め、支え合い、助け合う人間関係は作り出されない。授業をはじめとした教育活動を通して、自己存在感や充実感を育むことが、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

また、生徒が日常に関わる大人は教職員であり、教職員の言動や姿勢がいじめ防止の重要な教育環境となる。生徒への温かい眼差しや励ましの言葉、教職員同士が尋ね、相談し、支え合う雰囲気がいじめ防止の大きな力となる。

### ①自尊感情を育む学習活動、部活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面を通して、生徒が主体的に行動し、他者がそれを認め、賞賛する場面を作り出すことが大切である。「自分の力でできた」「ほめられた」「人に感謝された」「合格した」という経験が自尊感情を高めていく。また、多くの教育活動は他者との協力なしには達成できないものである。他者との関わりを通して、支え合い・助け合いの大切さを学び、さらに、互いの違いを認め合う人間関係を作り出さねばならない。



### ②人権意識の向上

いじめは「相手の人権を踏むにじる行為であり、どのような理由を立てても許される行為ではない」ことを生徒に理解させることが重要である。単に言葉の理解でなく、心を揺さぶる講演や体験を通して、生命尊重や思いやりを育む必要がある。そのためには学校行事の創意工夫が大切である。

### ③教職員の協力協同体制

個々の教職員の力では、生徒の自尊心を高める学級経営や学校行事を実施することは困難である。そのためには従前の組織を見直し、学級、学年、係の枠を超えて教育活動が有機的に機能する体制を作らねばならない。また、諸行事の拡大もみられるが、行事の精選を行い生徒と向き合い、生徒の変容を気づく時間を確保しなければならない。

## 3. 保護者・地域・小中学校との連携

未然防止には保護者や地域の方々、各種専門機関の協力を得なければならない。また、生徒の幼少期からの育ちを理解するには、小中学校との連携が大切である。学校・学年便り、懇談会、PTAの各種研修会等を通して、いじめの問題性や家庭教育の大切さなど情報を発信しなければならない。また、一方通行でなく、学校公開等に保護者、地域の方々、小中学校の方々に参加いただき、情報交換や意見交換の場を設け、相互の意思疎通を図ることが大切である。

### Ⅲ. 早期発見

未然防止とともに早期発見にも、とりくまなければならない。早期発見が被害の深刻化を防止し、早期解決にもつながる。教科担任制をとる高校ではクラス担任以外に多くの教職員が一人の生徒に関わる。授業、部活動、清掃などそれぞれに関わる教職員が生徒の変容や問題行動を察知し、気づいた情報を共有しなければならない。カウンセリングマインド育成の研修会、定期的な生徒情報交換会、いじめアンケートを計画・実施する。しかし、いじめは大人・教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化するものであることを考えれば、何よりも

いじめにあった生徒や保護者が、学校にいち早く相談できる体制や、教職員への信頼関係の構築が重要である。

#### 1. いじめの内容

早期発見により現れたいじめ内容が刑法上の犯罪行為と認められる場合は、警察も含めた外部の専門機関とも連携し、毅然とした対応をとることが必要である。

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| ア. 脅迫・名誉棄損・侮辱 | 冷やかす・からかい、悪口や脅し文句、ネット上への誹謗中傷のかきこみ |
| イ. 恐喝         | 金品をたかる                            |
| ウ. 窃盗・器物破損    | 金品を隠す、捨てる、壊す、盗む                   |
| エ. 暴行・傷害      | ぶつかる 叩く 蹴る                        |
| オ. 強要・強制わいせつ  | 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする   |

#### 2. いじめの潜在化

いじめの早期発見が困難なのは、いじめは大人の目に見えないところや「遊び」のような形で行われるためである。

- ・休み時間や放課後・部室など教職員の目が届きにくい場所・時間でおこなわれる。
- ・表面上は仲の良い友達同士のからかいや遊びのような形でおこなわれる。
- ・ネット上のいじめは匿名性や機密性により、学校の把握は困難であり、最も見えにくい。

となると、いじめられている本人からの訴えが早期発見に不可欠であるが、本人からの早期の訴えは多くない。その理由として、

- ①いじめられていることを知られたくない（親に心配をかけたくない 自分が弱い人間だと認めたくない）
- ②訴えても何ともならない（大人・教職員への不信感）
- ③仕返しがかわい

などがあげられる。これらの不信や不安を取り除かねば、早期発見は困難である。

#### 3. 早期発見の手だて

##### ①観察・情報収集

「遅刻が多くなった」「保健室利用が多くなった」「宿題提出が悪くなった」「生徒指導上の注意が多くなった」これらは目に見える生徒の変容である。しかし、それ以外の休み時間や昼休み、放課後、清掃の時間など、何気ない生徒との会話が変容に気づく大切な機会である。また、生徒とともに過ごす機会を設けることが信頼関係を構築し、早期相談にもつながる。本校では現在、水曜日の7限目に、管理職、保健室（養護教諭）、教育相談、生徒指導、学年主任による情報交換会、考査期間中の教育相談室による生徒の情報交換会を実施している。

## 早期発見（観察・情報収集）



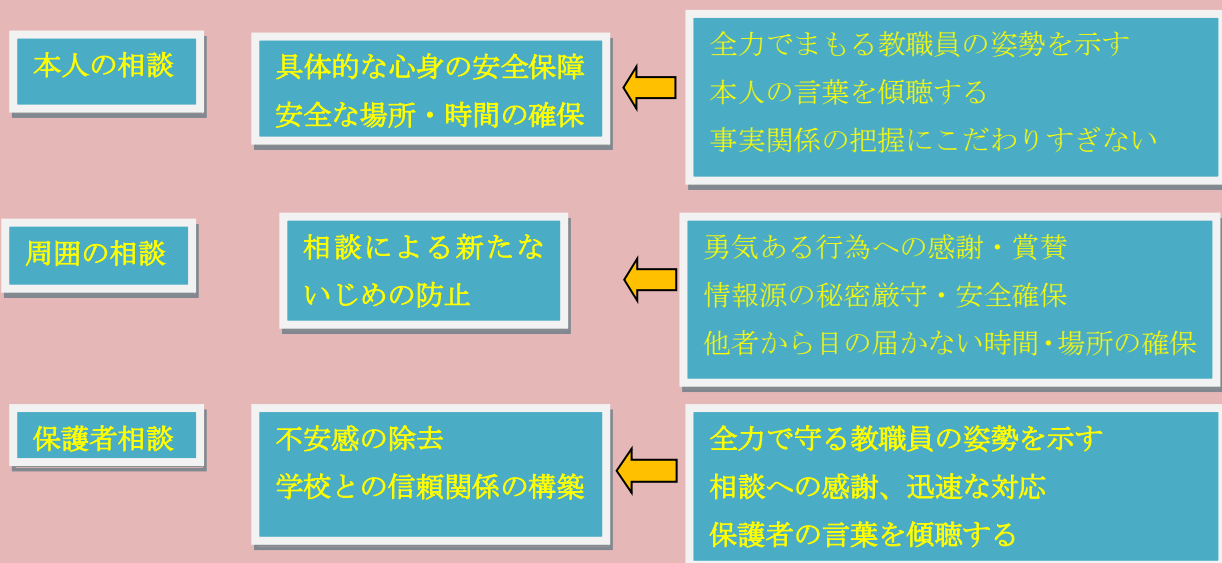
### ②安心の相談体制の確立

早期発見には本人・保護者からの相談が不可欠である。担任、保健室、教育相談室の3者が大きな窓口となるが、当然、生徒が全教職員に随時、相談できる環境をつくるのが大切である。本校では生徒面談週間、保護者懇談会、いじめアンケートを通して、早期発見に努めているが、相談や記述は勇気ある行為であることを教職員はしっかりと認識しなければならない。

なぜならば、相談の結果、新たないじめの対象になり、いじめが助長される場合もあるからである。もし、そのような事態になれば、教職員への不信感が増大し、以後、情報は提供されず、いじめはより潜在化する。安心して相談できる体制を作り、生徒・保護者に周知することが大切である。

#### \*配慮事項

- ・静かな部屋でじっくりと話を聞き、具体的な記録をとる（いつ、どこで、誰が、どんなことを）
- ・「あなたは悪くない」というメッセージを送る。
- ・次の言葉は使用しない。  
それはいじめではない。たいしたことではない。あなたにも責任はある。もっと強くなろう。



## IV. いじめ問題対応・・・「いじめ問題対策委員会」

### 1. 基本的流れ

- ①いじめ情報キャッチ
- ◎「いじめ問題対策委員会」の招集
- ◎当該生徒の安全体制確立（登下校、休み時間、放課後など）

#### 「いじめ問題対策委員会」

委員長：学校長

委員：教頭・生徒指導主事・教育相談室長・養護教諭・保健環境課長・学年主任

事案に応じて担任、部活動顧問、関係機関の専門家等の出席を求める

- ・定期的に開催し、情報交換と共通理解をおこなう。
- ・委員長はいじめ情報が報告されたら、速やかに委員会を招集する。

### ②正確な実態・全体像の把握

◎当事者双方からの聞き取り、記録 保護者連絡

周囲の生徒からの聞き取り、記録

◎関係教職員との情報の共有

◎事案によっては、警察もふくめた外部関係機関への速やかな協力依頼

\*把握すべき情報—生徒の個人情報であるため取り扱いと管理には十分注意しなければならない。

- ・誰が誰をいじているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ・いつ頃から、どのくらい生じているのか？ 【期間】
- ・どんな内容のいじめか、被害はどのようなものか？ 【内容】
- ・いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】

### ③指導方針決定

◎指導の目的を明確にする

◎全教職員の共通理解—対応する教職員の役割分担の決定

◎教育委員会、関係機関への報告、連携

### ④生徒への指導・支援

◎いじめられた生徒の保護 安心・安全の確保

◎いじめた生徒への生活改善にむけた指導

### ⑤保護者（加害側・被害側）との連携

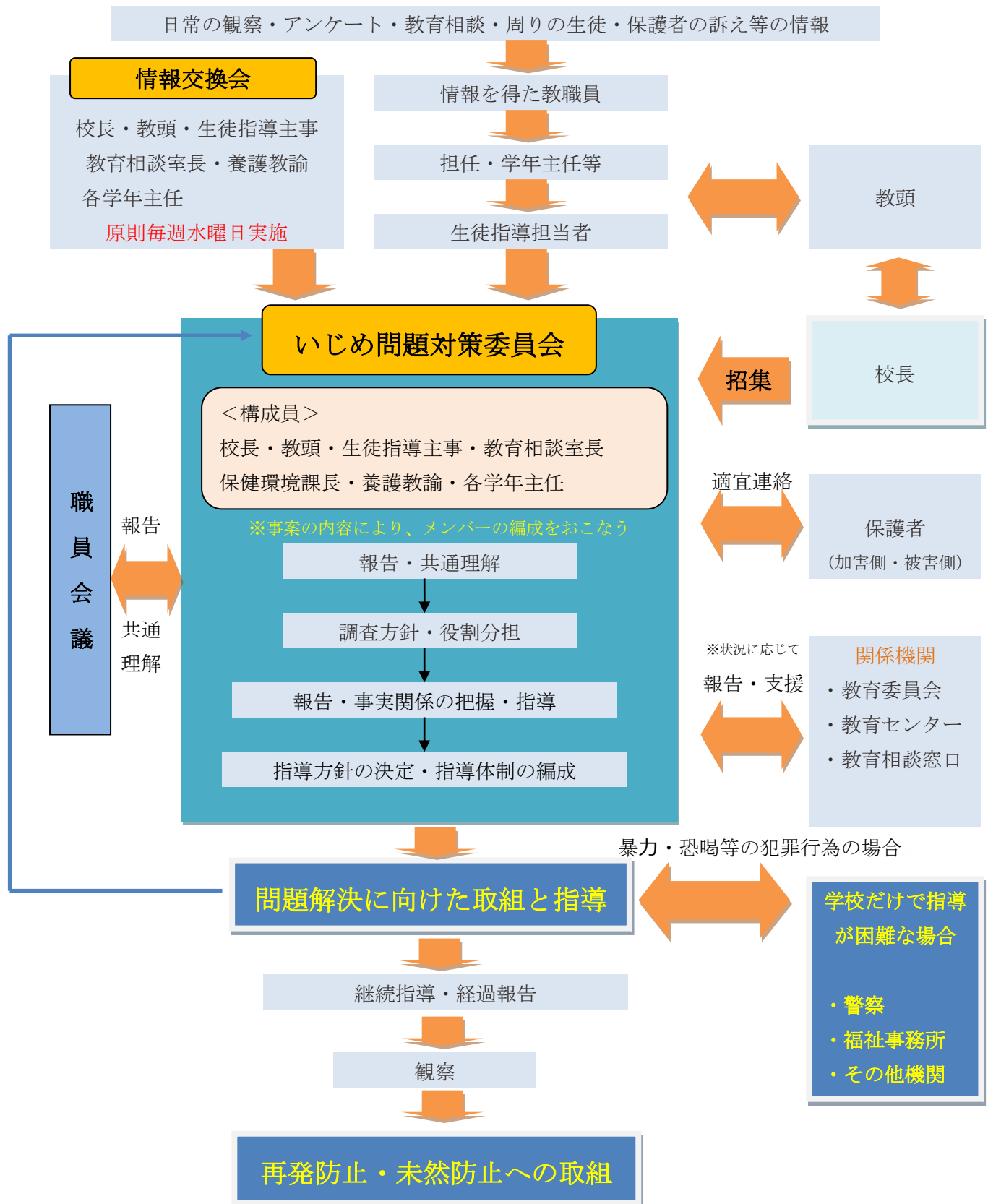
◎直接会って、具体的な対策を話す。

◎協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

### 2. 緊急対応

いじめを認知した教職員は、ただちにいじめを止めるとともに、学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。その後、速やかに「いじめ問題対策委員会」を開催し、対応する。保護者に対しては発見したその日のうちに、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を伝える。

# 組織的対応の流れ（学校全体の取組）



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

## V. 年間計画

本校は「未然防止と早期発見」を二つの目的とし、以下の年間計画を定める。

### ①基本方針

1. 教職員間の意思疎通と保護者との連携を密にし、生徒の変容にいち早く気づき、いじめの未然防止と早期発見につとめる。
2. 豊かな体験と優れた講演などを通して、人間性を高めることにより、自分と異なる価値観を理解し、他者を思いやる気持ちと自尊感情と自己肯定感を育む。

### ②年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
早期発見	登校指導 個人面接週間①			アンケート① 個人面談 保護者懇談会 生徒情報交換会①		個人面接週間②
	情報交換会 原則毎週水曜 7限					
会議 連携 啓発	いじめ対策委員会 新入生向け啓発	PTA 総会 (保護者向け啓発)	PTA 支部研修会 (保護者向け啓発)	いじめ対策委員会 加賀地区生徒指導 連絡協議会①		グッドマナーキャンペーン
未然防止 関係作り 豊かな体験	・新入生 仲間作り講座 ・遠足全学年	支援学校交流①		文化教室 インターンシップ 支援学校交流②	体育祭 インターンシップ 支援学校交流③	アサーション1年
	部活動・表彰式 春季大会		県高校総体総文	全国総体総文	全国総体総文	県新人大会

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
早期発見	登校指導	生徒情報交換会②	アンケート② 個人面談		生徒情報交換会③	個人面談
	情報交換会 原則毎週水曜 7限					
会議 連携 啓発		教育ウィーク 地域／保護者 向け啓発	いじめ対策委員会 保護者懇談会 保護者向け啓発		加賀地区生徒指導 連絡協議会②	いじめ対策委員会
未然防止 関係作り 豊かな体験	小商フェスタ	防犯教室 (1年) 保健講話 (1年)	人権教室 (全学) 球技大会 支援学校交流④	課題研究発表会 (2・3年)	企業・学校見学	球技大会
	部活動・表彰式 新人大会	新人大会				



## VI. いじめに対する指導方針と参考事例

本校は、いじめについて「決して許されない」という指導方針で厳しく対処します。

加害生徒を指導対象としますが、状況に応じて（生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合）警察等の関係機関への通報する場合があります。

指導に関しては、いじめられた生徒の立場に立って指導をおこないます。

ただし、いじめの被害者は、自分が被害者であることを認めがらなかつたり、意思表示が苦手であったりすることがあることを鑑み、加害者・被害者の意図や心情にかかわらず、客観的に他人に精神的・肉体的苦痛を与えると考えられる行為が確認された場合「いじめ行為」と認定する場合があります。

大切なことは、「いじめ」をしない、ということよりも、思いやりを持ってお互いが気持ちよく、学校生活を送れるように心がけることです。



いじめに該当する事例

※事例以外でも、客観的に、他人に精神的・肉体的苦痛を与える行為については、「いじめ」と認定する場合があります。

### (1) 他人を誹謗中傷する行為

インターネット（SNS）への書き込み。悪口を誘発するような書き込み。メール。直接・間接にかかわらず、他人への誹謗中傷行為。

※誹謗中傷とは 「死ぬ」等の暴力的表現、身体的特徴への言及、プライベートな情報や噂話を流布する行為「うざい」等の嫌悪表現などさまざまな態様をすべて指し、それら全てがいじめの要素を含んでいると考えます。

### (2) 他人の所持品を借用したり、破損したりする行為

他人の所持品を、隠す、無断借用するなどの行為。また、承諾を得ていても、不適切な使用により精神的苦痛を与える行為。

### (3) 他人の身体を傷つける行為

直接・間接的に他人の身体に接触することで、他人の身体を傷つけたり、傷つけるおそれがある行為で、精神的・肉体的な苦痛を与えるものを指す。

### (4) 仲間はずれをつくる行為

挨拶されたり、話しかけられたりしても無視する行為。無視を促す行為。一人を孤立させる行為。

### (5) 他人を使役する行為

他人に自分の買い物をさせる、荷物を持たせるなど、自分の用事を他人にやらせる行為。他人を支配したり、使役したりするすべての行為を指す。

### (6) 他人を辱める行為

他人の着衣に手をかけて辱める行為、身体に必要以上に接触する行為、破廉恥な文章・図画などを見せたりして恥ずかしい思いをさせる行為。他人に芸をさせたりするなど、他人を辱めるすべての行為を指す。

### (7) 他人を困らせる行為

学校生活で必要な情報を伝えなかつたりする行為など、他人を困らせるすべての行為。

### (8) 他人をいやがらせる行為

他人のいやがることを言う、不適當なあだ名で呼ぶ、他人を見て笑う、こそこそ話をする行為。

他人がいやがるすべての行為を指す。